

花押源流考

真下三郎

事、可令申彼殿給事也、族命有限、於○者、力不及侍、此事年來所承置也、信慶實然惜思給侍、不備謹言

正月十三日 ○

「花押」というのは、辞書によれば、「平安中期以降にあらわれた署名」で、「自己の名乗りを楷書体で書いた場合を自署、草書体で書いた場合を草名といい、草名がさらに判読できない程度に図案化されると花押と呼ばれる」（日本国語大辞典）である。この辞書の解説には、だいぶん説明不十分な点があるが、それはおいおい補訂するとして、花押は書状や文書の差出人を示すものであることは間違いない。

次に平安時代後期の書状、たとえば藤原忠通の書状（小松茂美博士「日本書流全史」所収）を掲げよう。

時登申文、実光消息共以披覽、學問析事、近日無為（？）、東院

右の文中の○印の個所は、縦横の線が交錯したような一個の記号状のものである。これはあたかも草体のように早書きしたものようであるが、恐らく「忠通」であることを示すものであろう。小松博士はこれを「草名」とされている。しかし前記の辞書の解説のように、「草名」を名乗り（多くは二字）の草体であるとすれば、この記号状のものは一字分のようであるから、その意味では、いわゆる「草名」とは言えない。

この記号状のものをよく見ると、どうやら「中」と「」とを組合せたように思われるから、恐らく「忠通」という二文字の名乗りからそれ一部分をとり出して、それを組合せて草書体のよ

うに崩したもののようにある。

有名な藤原佐理の「離落帖」にも、次の文例のように、同一の記号状のものが、○印の四か所も出て、いずれも筆者の「佐理」を代表している。小松博士はいずれも「草名」としておられるが、これらは記号状のものから、「佐理」と判斷することは困難である。「奸古小錄」では、これは「佐理」の「理」を崩したものとしているが、これも「忠通」の場合と同じく、名乗りから一部分ずつをとり出して、組み合わせて崩したものと思われる。したがって、これらを「草名」と呼ぶのには、いささか適当でないと思われる。

○謹言、離落之後、未承敷詮、恐謹之甚、異於在都之日者也、就中、殿下何等事御坐談、進發以前、不參之勘賀、無方遂逃伴也、優願幸甚々々、抑○、今月十六日、來到長門赤馬泊、入城之日、未有一定、着府之後、追可聞子細、恐惶頓首○謹言

五月十九日 旅士 ○

謹上 春宮權大夫殿 政所

一一

(一) 某頓首謹言、家司名、官姓名、
(二) 執達如件、恐々謹言、名字、
(三) 状如件、謹言、判、

〔〕は「職人頭より大臣に奉る」場合で、官位の下位の者がきわめて上位の人に対する書状であるが、差出人は官職とともにわが姓名を記さなければならぬ。

〔〕は「四位殿上人より地下諸大夫に遣わす」場合、すなわち官位がほぼ同等の者に対する書状で、差出人はわが姓は書かず、名のみを書くのである。

花押の起源や語義などについては「押字考」その他の先哲の所説

に譲るとして、ここでは、わが国における花押の古い形や使用例について見ていく。

平安時代の中ごろから、書状や文書に関する礼法書、すなわち書札が現われたが、その中の一つ、弘安八年十二月の制定といわれる「弘安禮節」についてみると、宫廷官人同士の間に往復せられるいわゆる公用文書様の書状では、文末に差出人を示す場合の書札として、書止、上所、越付等いろいろなものを持てているが、差出人の名を示す例もその一つである。その中から形の異なったものを三つ示そう。

(三)は「五位殿上人より五位外記史に遣わす」場合、すなわち同輩か官位がやや下なる者に出すもので、差出人は姓も名も書かず、「判」をする場合である。

ただし(一)の場合のように、官職とともにわが姓名を書くのは、執柄や大臣など極めて高位の人に出す場合であるから、たいていの官人にとってはほとんど稀有のことであった。したがって普通にはほとんど(二)のような事例に含まれてゐる。そしてわが名のみを書くことが一般の書札礼のようであつたらしい。嘉祐三年林齋廿日の讃語にある「消息耳底秘抄」を見ると、次のようにある。

一、問云、立文ノ中ヲ封ズルニ、墨引カ不引歟、如何、答云、可引也、ウルハシクハ封ヲ可書也、敬時ハ名ヲ書ナリ、(消息引墨事)

卷之、次立封チ、ウルハシク名可書也、(礼節事)

一、礼紙一枚ヲカサネテ卷テ、其上ニ又一枚ヲ卷テ封ベシ、封ノ所ニ某ノ二字ヲ小ク可書也、(至極貴所進消息様)

右のように、名を二字書く場合が多いが、さうに名の二字のうち上の一字を書いて落すこともあつた。

一、至テ敬ノ時、封ジタル上書、名字二字ナガラ書ベケレドモ、一字ヲ書也、是故実也、二字ヲ書ニハ、初ノ字ヲ可書也、(封上書名字事)

一、封目上ニ殊敬時ハ、名ノ二字ヲ可書、次第二ハ一字ヲ可書、但師主等ノ名上更セバ下ノ字ヲ不書、(書名字於封目上事)

ところで「花押」に關係のあるのは(四)の「判」をする場合である。この場合はたいてい同輩か下位の者に出す書状が多い。たとえば室町時代初期ころ、貞和三年十月廿五日の讃語のある「書札礼」には、幾多の書状の末尾の書式を載せてゐるが、その中に、大臣から二条殿に出す書状の書札礼がある。

恐々謹言

月 日
右大臣

二条殿

そしてこのあとに、次のような註を加えてくる。

或書證上、或互略恐々字、或互用判、抑大臣不書其名、但有書之例、

書状の書止が「恐々謹言」とあるから、「右大臣」と「二条殿」

とは同格の場合であることがわかるが、そういう時には、互いに

「判」を用いるとしている。

また次の三例は、下位者に対する場合であるが、これらは例外な

く「判」を用いることになっている。

第一の例は前記「書札礼」の中の「大納言」より「五位外記史内記」に出す場合の中の一例である。

月 日 植大納言 判

大外記

植大納言という官職の下に「判」をする例である。

次の二つは「消息耳底秘抄」の例である。

可為文正消息ニハ年号月日ヲ書テ加判之、(為文正消息事)

証文ノ外ハ或下劣人許、又判ヲバヌル也、(消息判事)

一、重ニ書文ヲ一面ニ書トメタラハ月日判迄可書、(玉章秘伝抄)

一、凡ソ名並候(作イ)者及判、些無差別、自下達上之時、用判、

何況等同哉、但於二合名者、自上給下之時用之、(同)

一、問、加判形様如何、答、自カ下従ノ者ナントノ許ヘハ袖ノ判ト

テ端書之、又等輩ニハ実名ノ下ニ書之、又主師親ナントノ許ヘハ裏ノ判片実名ノ下裏ニ判ヲスエル也、(同)

一、等輩ノモトヘツカワス状ニ官姓名ヲ不書、只官或名、或ハ判ヲ書也、我ヨリ上弱ニハ三ツナカラ不苦也、(同)

一、位署至テ敬、官ノ下ニ実名ヲ書也、等輩ニハ官叶書也、弁官人ハ姓ヲ可書也、(同)

一、加判ノ事、京都ニハ一切無此儀、武家ニ用之、(同)

一、日付ノ下ノ判ハ常ノ法也、片方ヘ寄テ仕事、尾籠也、但可依人之位、日付ノ下ナリトモ依左右可有上中下、(同)

一、判形ヨセテスル事、方有口伝名乗、判下輩ノ方ヘハ右判、等輩ヘハ中、名乗ヲハ日付ノ下ニ書判、敬フ人ノ方ヘハ左、(同)

前者は、記載された内容を将来確實に遺存する書状の場合であり、後者は、先方が下位者である場合である。

これらの「判」とはどういうものであるのか。また「判をする」

とはどういうことであるうか。

まず書札禮で「判」について記載した例を挙げてみよう。

ここに多數の「判」の字が現れているが、これらの「判」とは何か。これについて「鑑訓采、前編」や「乘獨譜、五」では、判は奉行役などが下の者に出す裁判書であるとする。したがって「その判」に花押したるを（中略）恐りて、押を判といふなるべし」とある。

が、「判」の意味は、むしろ「南留別志、三」がいうように、「異朝ニテ押字花押ナドイフモノ、吾朝ニシテハ判トゾイヒケル」が正しいと思われる。すなわち「判」こそはのちの「花押」に当たるのである。

判について、伊勢貞丈もこれを「書き判」を意味するものとして、次のようにいっている。

花押を以て、我書たる物、人の書たる物を明にわかつ為なる故、判と云也、我と人とのわかつしるし也。（貞丈雜記、九）

すなわち貞丈にしたがえば、「判」とはわかつ意で、自分の書いたものと人の書いたものを区別せしめるゆえんのものであり、「判」は「印判」の判でなく、「書き判」の判であるとする。この説をつべなれば、弘安礼節をはじめ、上記の先書の諸例の「判」は、「書き判」のことであり、この判こそが、前記の忠通や佐理の書状に見られる○印の記号状のものを指すものと思われる。

「判」を自分を示す記号状のものとするならば、差出人をはじめ、書状の中で、自分に当たる個所に用いることは当然であり、

「名」を書くのが同輩かそれ以上の者の場合であるから、草体の「判」が同輩かそれ以下の者の場合に用いられたこともつなづけよう。

三

「判」はまた古くは「二合」と書いたと記される。前記「弘安礼節」の文末の書き方の中に、「大臣」より「靈客」に遺わす書札に、次のように見える。

可被ノハ之状如件 合一

すなわち大臣のような高官から下位である四位五位以下の一般の公卿に対しては、当然、姓名はもとより、名も書かないのが普通であるが、時には「二合」と書いてよいということである。この「二合」は、他の書札から見れば、当然「判」とあるべきところである。

この「二合」というのは、どうじうことであるのか。これにつき伊勢貞丈は次のようにいっている。

二合とは名乗の二字を一つに合せて作りたるを云也（貞丈雜記、

これによれば「二合」とは、忠通とか、佐理とか、名乗りの二字から一部分ずつを取り出して合わせ、一つの文字のように「(耳底秘抄)」では「二合字」として文字と考えている)した記号のようなものをいう。圓頭の忠通の書状の〇印が、どうやら「忠」から「中」を、「通」から「」をとり出して、合わせ作ったものと見られるが、これも「二合」という手続きによって生じた「二合」と見られる。また昔から最もわかりやすい花押の例として挙げられる源頼朝の書くものは、明かに、「頼」の字から「東」を、「朝」の字から「西」をといて、左右に並べて刷し書きにしたものであることがわかる。これも「二合」であろう。

「二合」とは名乗りの二字から一部分ずつとり出し、合わせて二字を作る「手続き」であったが、ついにはそうして作る字の代わりに、ある場合には、直接「二合」という二字やそのものを書いて代用することもあるらしい。それは恐らく「二合」の流行による結果と思われる。「消息耳底秘抄」に次のよう規定がある。

これはつまり「倭訓葉」が「名乗を書くべき所に二合と書くは、父より子にあたへ、家侯につかはす文ばかりにある事といへり」といつて、高貴者が下位の者に書状を書くような場合、相手が名乗りや二合字を書くまでもないほどの、近親下位の者に限られたことを意味する。

さらに「耳底秘抄」では、それにつけで「何名ニモ既成故ナリ」といって、「二合」とさへ書いておけば、むずかしい二合から出来た字でないから、どういう名の人でも通用できる融通性を挙げている。

なお「同書」によれば、「二合」と書くのは「奈良朝小野重等始テ作出給也」とある。真義のほどはわからないが、起源を才人に假託する俗説であろう。

ともあれこの二合や判が、のちの花押に発展していくのである。

四

二合字事、我ヨリ下様下人程ノ者ナムニ仰書スレバ、恐申ニヨリテ、二合ト草ニ書也、

以上の乏しい文例とそれによって行なった考察をまとめれば、次のように言えようか。すなわち平安時代中ころから、書状や文書でその筆者をあらわすものとして、「草名」というものがあった。名の二字を草書体にしたものであるとされてくるが、しかしこれは、

多くは名の二字をそのままの草書体にするというよりも、二字の名から一部分ずつをとって、合わせて作ったものらしく、それを「二合」または「判」とい、その手続きをも「二合」といった。

「二合または判は、もともと二字の一部分を寄せ集めて作ったものであるから、決して文字ではない。したがって判読できないのが普通である。「我はよめども人はよめぬ程にやつして書ける也」(倭訓葉、前編)である。「耳底秘抄」が「二合」と書いておけば、「何名ニモ読成」と記しているが、これを逆にいえば、二合によって作つたもの(二合または判)は、その人独特のものであるから、他の人のものと区別できると同時に、他の人には何という字から成っているのか、元は何という文字であったか、わからないということにもなるであろう。二合または判、あるいはそれから発展した花押が、たいてい読みがたい、読めないのは、そのためである。

二合または判は、自分独特のものという点から、自他を区別するものとして用いられたが、次第に工夫が加えられて異形のものが案出されてくる。やがてついに名とは無関係なものになり、單に自己を示す一つのシンボルマークとなる。そして今はやシンボルマークとなってしまえば、又その上に名を書出す結果となってしまうのであるが、それが近世以降の「花押」である。